

# 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

## 1. 感染を疑わせる風邪症状が出た場合（職員及び施設関係者）

【以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談窓口へ相談してください】

※同時にサントールに連絡し所属長及び課長へ電話で報告して下さい。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

※味覚、臭覚に変化がみられる場合も同様です。

- ② 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も、相談してください】

- ① 症状が4日以上続く場合は必ず相談。  
② 症状が強くなったと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合は、すぐに相談。（4日以上待たずに）

### 【相談窓口について】

発熱などの症状がある場合に、かかりつけ医などの医療機関を受診する際には、受診前に必ず電話して、医療機関の指示に従ってください。

かかりつけ医をお持ちでない方や受診する医療機関が解らない方は、相談センターにご連絡ください。

## コロナ相談センター 043-238-9966

### 対応時間

午前9時00分～午後7時00分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は午後5時まで）

### 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

### 相談後、医療機関にかかる時のお願い

複数の医療機関を受診することはお控えください。

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

<自宅で症状が出た場合>

- ① 所属長に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、保健所に連絡して指示に従い、受診してください。

<施設で症状が出た場合>

- ① 所属長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。  
(家族への二次感染に十分注意して下さい。接触を避け、部屋を別にするなど対処しましょう)
- ② コロナ相談センターに連絡し、指示に従ってください。
- ③ 症状があった職員及び施設関係者が接触した箇所をアルコールで拭き取ります。

## 2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、所属長に連絡してください。
- ② 所属長が出勤可能かどうかを判断します。症状等に応じて、一定の自宅待機期間を設ける場合があります。

(参考) 日本産業衛生学会による「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」

次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している

8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと

3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

- ③ 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

**※感染が発覚した場合の対処は 6 ページからです。**

## 〔入居者への対応〕

### 1. 外出の際はフロントで個別シート記入

#### リスクの高い場所、公共交通機関使用の対応

- ① 目的地と目的を尋ねてください。（感染リスク把握の為です）
- ② 帰園時間及び移動手段を確認してください。（公共交通機関はリスクが高まるためです）
- ③ マスクの着用は必需です。（外では絶対に外さないよう再度注意喚起して下さい）
- ④ 出発時の検温、帰園時の検温を実施して下さい。（記録をして下さい）  
※帰園時はエントランスでのアルコール消毒を徹底して下さい。
- ⑤ 帰園時のうがい手洗いを再度呼びかけて下さい。

### 2. 帰園時に発熱が確認されたら



- ① なるべく他者との接触を避け速やかに居室へ戻してください。  
**（この際安易に 2 階へは上げないで下さい。2 階入居者は感染リスクが高く重症化しやすいためです。）**
- ② 所属長に報告と同時に 2 階へ連絡して下さい。
  - ・入居者の名前
  - ・帰園時の検温結果
  - ・出かけた場所

※この時他の職員は手分けをしてエントランス及びキーロック、使用 EV、フロント周辺の消毒を素早く行ってください。

※接触職員は直ちに手洗いうがいアルコール消毒を行いましょう。

- ③ 保健所に連絡し対応を図ります。（看護師及びケアマネ）
- ④ 食事提供は居室配膳とします。（フロント。この際、個別支援は頂きます。）

**※関わる職員は最低限の人数にしましょう。リスクが高まります。**

- ⑤ ご夫妻の場合は、発熱者を 1301 号室へ転室して下さい。
- ⑥ 感染用のセットをお渡しして下さい。（体温計、血圧計、酸素測定器、メモ用紙がセットになっています。）

### 3. 都内や感染リスクの高い場所からの帰園入居者への対応

感染リスクの高い場所への外出はなるべく避けて頂くのが好ましいですが、自立と自由の妨げになるため制止はできません。リスクを避けるために次ページの対処をお願いいたします。移動手段が家族の車での送迎であっても同様の対処をお願いいたします。

帰園後のエントランスでのアルコール消毒や、検温、手洗いは同様です。

※うがいについては感染対策にはなりませんが、口腔内を清潔に保つことで免疫力があが

ります。

- ① 2週間程度は居室で過ごしていただきます。  
※年齢、外出場所、その後の体調によって判断します。
  - ② 食事は居室配膳とします。（個別支援は頂きます）フロント対応
  - ③ 1日3回の検温をご自身でしていただき、2階ケアステーションまで連絡を入れて頂きます。2階介護、看護対応（経過観察表記入）
- ※ 体温、倦怠感、味覚、息苦しさ、その他体調の変化を聞く。
- ④ 規定の期間終了間際にカンファレンスの機会を持ち、判断をして解除とします。

（精神状態、体調によって日数の調整をします。）

#### 【ご夫妻でどちらか一方の方だけが外出した場合】

- a. 万が一を考慮し、外出された方に1301号室で過ごしていただきます。
- b. 食事提供は居室配膳です。（個別支援は発生します。）
- c. 外出される前に3~4日分の衣服や入浴の準備を整えて1301号室へ移動して下さい。
- d. 解除後に居室へ戻って頂きます。

## 4. 退院後の対応

- ①検査入院の方
  - a. 2週間を目安に居室で過ごしていただき、健康状態の観察を行います。
  - b. 体温、体調の報告を1日3回行っていただきます。  
（介護、看護師は個人フォルダーに記録してください）
  - c. 食事提供は居室配膳です。（個別支援発生します）
  - d. 体調、精神状態を考慮しカンファレンスを行い、解除できるか検討します。
  
- ②疾病入院の方
  - a. 退院後の体調により様子観察が必要な場合は、2階1210号室で過ごしていただきます。（2階では2週間程度は部屋のドアは開けず、徹底した衛生安全管理の下に介助をさせていただきます。）
  - b. この期間の面会は遠慮して頂きます。
  - c. 食事は2階介護室内での提供です。（個別支援は発生しません）
  - d. 規定期間終了後、カンファレンスを行い居室に戻られるか、2階ケアフロアで生活するか決定します。

## 5. 食事提供時の注意事項 ※予防着の着用必需

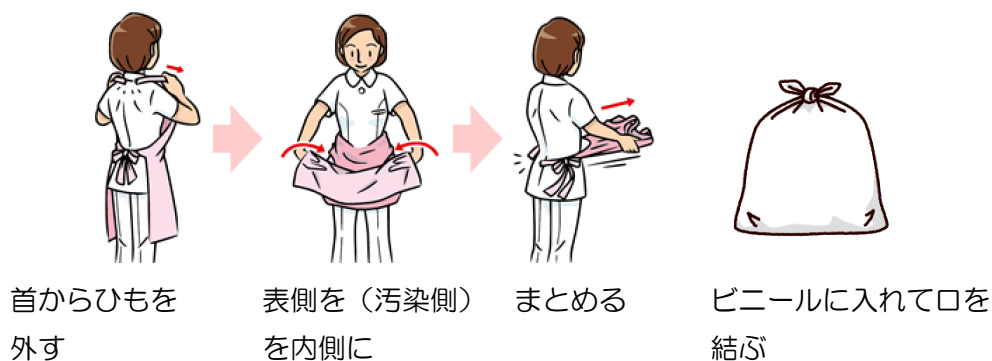
① 直接の接触は避けましょう

※ご本人は奥の部屋に待機させ引き戸を閉めた状態で玄関に置かせて頂く。

入居者の ADL に合わせワゴンを使い扉の前まで運ぶなど対処方法を考えてください。

② 食器を下げるときは使い捨て手袋を使用し残飯をビニール等に移し薬剤の入ったバケツに食器をつけましょう。

③ 予防着を脱ぐときは表側が裏になるようにひっくり返します。



汚染された予防着は 2 階の感染衣服専用の洗濯機で洗います。※夕食後取り替えます。

④使用した使い捨て手袋はその場で外しましょう



図のように手首部分をつまみ汚染部分を中にひっくり返しましょう。



ビニールへ入れて口を結ぶ

※新聞などは溜めておかず、居室配膳時に一緒に持って行ってあげるといいでしょう。

## 感染が発覚した場合

### PCR 検査

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
- ② 検体採取は、受診した医療機関もしくは、「PCR 検査センター」等で行います。指示に従ってください。
- ③ 検査結果が出るまで、1～3 日程度かかります。その間は他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。家庭内での飲食もできるだけ別にするようにしてください。

## 1. 本人の対応

- ① 診断が確定したら、相談センターの指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに **大至急所属長に連絡をしてください。**  
現時点では、指定医療機関又は指定外医療機関で治癒するまで入院となります。ただし、軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。
- ② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も **大至急所属長に連絡をしてください。**
- ③ 所属長は濃厚接触した可能性のある社員の把握に努めてください。

## 2. 他の職員への対応

職員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。所属長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

## 3. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、治癒するまでは就業できません。
- ② 2日に1回、所属長又はサントールへ現況を報告して下さい。
- ③ 4日は特別休暇としそれ以上に関しては個人の有給消化とする

## 4. 感染後の職場復帰の目安

- ① 次のいずれかを満たした後に退院となります。
  - ・発症日後 10 日かつ症状軽快後 72 時間が経過（最短 10 日）

・症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認

② 軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合は、次のいずれかを満たした後に、就業制限が解除されます。

- ・検体採取日から 10 日以上経過
- ・検体採取日から 6 日以上経過し、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認

【千葉県軽症者宿泊施設場所】

成田ゲートウェイホテル・・・千葉県成田市大山 658	0476-35-5511
桜スカイホテル柏・・・・・・・・千葉県柏市小青田 1-21-2	047-137-1166
船橋第一ホテル・・・・・・・・千葉県船橋市湊町 2-5-18	047-435-9111
バーディホテル千葉・・・・・・・・千葉県千葉市中央区新千葉 1-6-5	043-248-5551
東横イン松戸駅東口・・・・・・・・千葉県松戸市松戸 1242-1	047-364-1045
東横イン西船橋原木センター・千葉県市川市原木 3-17-30	047-327-1045

③ 最終的な勤務再開日はサントールで判断します。治療の経過を踏まえて、一定の経過観察期間（自宅待機等）を設ける場合があります。

(参考) 日本産業衛生学会による「感染した従業員の職場復帰の目安」

次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 14 日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している

入院していた者については、退院時に主治医からの指示を参考にすること。  
職場復帰に際して 1 週間程度の在宅勤務を行ってから出社することが望ましい。  
在宅勤務が困難な場合は、復帰後 1 週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を 2m 程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不要を認める際には出社はしないこと。

## 5. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避け自宅で行った場合は出勤しないでください。
- ② 相談センターへ連絡し、指示事項を所属長に伝えてください。



最終接触から、14日間の自宅待機とします。

- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

※記録用紙はあらかじめ全員に配布します。足りない時はコピーをして使用してください。

## 6. その他

慢性的に風邪症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている社員は、治療の状況を保健師にお知らせください。(喘息・アレルギー等)症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

## 7. 入居者の場合の対応 (9ページ以降も参照)

高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院する事になりますが、保健所や自治体の指示に従うようにしてください。

※むやみに騒ぎ立てず、所属長、管理者、保健所の指示に従いましょう。

### 〔同居家族等の場合〕

#### 1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 相談センターの指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ **原則14日間は自宅待機とする。**

#### 2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 状況によって、一定の経過観察期間(自宅待機等)を設ける場合があります。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

#### 3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、出勤を見合わせ所



属長に連絡をしてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。

- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

#### 4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。

最終接触から、14日間の自宅待機とします。

- ② 相談センターへ連絡し、指示に従ってください。
- ③ 相談センターからの指示事項を所属長に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

⑤毎日定時に（10時）、所属長又はサテールへ現況の連絡をして下さい。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

## 入居者の場合の対応

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」:

社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

### （1）情報共有・報告等の実施

○ 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあ

っては、当該利用者の支給決定を行う市町村)への報告を行うこと。また、当該入居者家族に報告を行うこと。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、協力医療機関 や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。】

## (2) 消毒・清掃等の実施

○ 新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用アルコールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、**次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと**。トイレのドアノブや取手等は、消毒用アルコールで清拭する。または、**次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる**。保健所の指示がある場合はその指示に従う事。

## 3) 積極的疫学調査への協力等

○ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入居者特定に協力すること。その際、可能な限り入居者のケア記録や面会者の情報の提供等を行うこと。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。】

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として 1メートル)で、必要な感染 予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と 15 分以上の接触があった者】

## (4) 新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施

入居者の場合の対応

入居者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者や 基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によって

は自治体の判断に従うこととなること。【感染が疑われる入居者については、協力医療機関や地域で身近な医療 機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

※地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則 としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。

**保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。**

- 当該利用者については、原則として個室に移動する。
- 有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上 で、「ベッドの間隔を 2m 以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- 濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール 消毒による手指衛生を徹底する。
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当 職員を分けて対応を行う。
- 職員のうち、基礎疾患を有する者は、感染した際に重篤化 するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10 分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- 職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。 その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ケアの開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消 毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- 濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能。

## ＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

### (i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- ・ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分け た上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

### (ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける。
- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、**サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用**する。(予防着を使用した場合は熱湯又は次亜塩素酸に浸漬後洗濯)
- ・ 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる。

※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)

### (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

### (iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

※直接ゴミには触れない

※詳しくは別紙「介護職員のための感染対策マニュアル」を参照

## 2階（介護フロア）で発生した場合

1. 発症者は即時入院です。
2. 濃厚接触者については保健所の指示に従います。（重度認知症の方は保健所へ連絡し、相談します。）
3. 2階での処置、配役は即時中止して下さい。
4. 全ての出入り口を遮断します。
5. 入居者は各ケア居室で過ごしていただきます。
6. 発症者が出た日の出勤職員は原則当日帰宅は出来ません。（その後は保健所の指示によります。）
7. 濃厚接触者から症状が出始めたらすぐに相談センターへ電話して下さい。
8. 介助は、帽子、予防着、靴カバーを装着して下さい。（咳込みがあり飛沫の可能性ある時はゴーグルも装着して下さい）
9. 職員は2班体制を組みます。（A・B）（状況によります）
10. 居室介護を行う職員は1階で勤務体制を整えます。（C班）  
※細かな介助については、本マニュアルP11と別冊の介護職員の為の感染対策マニュアルP10、11、12を参照して下さい。

### 感染者の人権（個人情報）保護について

新型コロナウイルスはいつ誰が感染してもおかしくありません。言い換えれば、どれだけ感染予防を心がけても、感染を完全に防ぐことはできません。

感染者を個人攻撃するような言動は、誠に慎んでいただくようお願いいたします。（そうした事実が発覚した場合、就業規則に則って厳正に対処します。）

また、感染者の個人情報がSNS等に流出すると、過度な人権侵害を受ける可能性があります。社内の情報を第三者に流出させることのないよう、くれぐれも注意してください。

※体温や体調チェックの用紙は配布いたします。各自コピーして使用してください。

# 新型コロナウイルスの生存・潜伏期間は？

重要な項目の一つとして人の手が触れる場所を適切なタイミングと方法で消毒を行なう必要がありますと記載しています。



【コロナ消毒を行う上で適切なタイミングとは】

●もっとも身近でコロナウイルス生存しやすい物質は  
新型コロナウイルスが生存しやすい物質として**プラスチック、ステンレス**がまず挙げられます。これらの上では**最大 3 日間、コロナウイルスが生存する可能性があり**、オフィス、工場、各店舗のドアや待合イス、飛沫が付着する飛沫防止板は、プラスチック製が多く万が一コロナウイルスの陽性反応者が出てしまった場合、一番気をつけなければいけない場所となります。また、飲食店ではステンレス製のものも多く、より注意が必要となります。ウイルスは時間経過するにつれ、量が減っていくと考えられます。具体的な消毒方法としては、「ドアノブなどよく触る部分やトイレは 1 日 1 回以上、0.05-0.1%の次亜塩素酸ナトリウムおよびアルコールで清拭し、消毒を行う」と新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(厚生労働省)に記載されています。

●新型コロナウイルスの素材別生存期間

空気中 最大 3 時間 銅 最大 4 時間 段ボール 最大 24 時間 プラスチック素材 最大 72 時間 ステンレス素材 最大 48~72 時間 ※実験室内でのデータ ※段ボールは誤差が多い  
※生存可能なウイルスの半減期 ステンレス：約 5.6 時間 プラスチック：約 6.8 時間

特に外出時、汚染された手でスマホを触りそのままにすると 72 時間ウイルスは付着しているということです。忘れがちですがアルコールを湿らした布などでふき取ることをお勧めします。